3　入札手続等
⑴　担当部署　〒731―0103 広島県広島市安佐南区緑井２―26―１　西日本高速道路株式会社　中国支社　総務企画部　経理課　課長代理　西田　　孝　電話082―831―4441
⑵　入札説明書、入札者に対する指示書等の交付期間、交付場所及び交付方法
①　交付期間　平成26年５月７日から平成26年５月27日までの土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。
②　交付場所　本公告３⑴に同じ。
③　交付方法　無料交付で直接行う。
⑶　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格を有することを確認するための資料（以下「申請書等」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法
①　提出期間　平成26年５月７日から平成26年５月27日までの休日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。（ただし、郵便（書留郵便に限る）又は託送（※１）により提出する場合は、平成26年５月26日午後４時00分までに本公告３⑴へ必着させること。）
②　提出場所　本公告３⑴に同じ。
③　提出方法　持参、郵便（書留郵便に限る）又は託送により提出すること。（電送による提出は認めない。）
※１　託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。
⑷　入札書提出の期限、場所及び方法
①　期限　平成26年６月30日午後４時00分まで。（ただし、郵便（書留郵便に限る）又は託送による入札については、期限までに３⑴へ必着させること。）
②　場所　本公告３⑴に同じ。
③　方法　持参、郵便（書留郵便に限る）又は託送すること。（電送による入札は認めない。）
⑸　開札の日時、場所
①　日時　平成26年７月１日午前11時00分
②　場所　本公告３⑴の西日本高速道路株式会社　中国支社　１階　入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告３⑶に定めるところにより申請書等を作成のうえ提出し、競争参加資格を有することについての確認を受け、本公告３⑷①に定める期限までに入札書を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、申請書等の内容に関する契約責任者からの照会があった場合には説明しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、入札に参加するために必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した役務に係る入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者となるべき者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Naoyuki Sumida Director General of Chugoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 73
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Public-relations business Field-media by Chugoku Branch in Fiscal 2014 1 set
⑷　Fulfillment period : From the next day of the contract day to 30 April 2015
⑸　Fulfillment place : As shown in the specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :
①　not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,
②　submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3-2 or 3-3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,
⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 27 May 2014 (submitted by mail : 4 : 00 P.M. 26 May 2014)
⑻　Time-limit for tender : 4 : 00 P.M., 30 June 2014
⑼　Contact point for the notice : Takashi Nishida Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Chugoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 2―26―1 Midorii, Asaminami-ku, Hiroshima City, Hirosima Prefecture 731―0103 Japan TEL 082―831―4441

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年５月７日
契約責任者
西日本高速道路株式会社
四国支社　支社長　畑村　雄二
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　37

○第４号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量　高松自動車道　湿塩散布車購入　湿塩散布車　３台
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　契約締結日の翌日から180日間
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
⑶　競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。
⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　当該製造物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明した者であること。
⑹　当該製造物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が確立されていることを証明した者であること。
⑺　当該製造物品に関し製作仕様が仕様書を満足していることを証明した者であること。
3　入札手続等
⑴　担当部署　〒760―0065 香川県高松市朝日町４―１―３　西日本高速道路株式会社　四国支社　総務企画部　経理課　課長代理　井上　裕介　電話087―825―1886
⑵　入札説明書、入札者に対する指示書等の交付期間、場所及び方法
①　交付期間　平成26年５月７日から平成26年５月28日までの土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。
②　交付場所　本公告３⑴に同じ。
③　交付方法　無料交付で直接行うものとする。
⑶　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格を有することを確認するための資料（以下「申請書等」という。）の提出期間、場所及び方法
①　期間　平成26年５月８日から平成26年５月28日までの休日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。（ただし、郵便（書留郵便に限る）又は託送（※１）により提出する場合は、平成26年５月27日午後４時00分までに本公告３⑴へ郵送すること。）
②　場所　本公告３⑴に同じ。
③　方法　持参、郵便（書留郵便に限る）又は託送により提出すること。（電送による提出は認めない。）
※１　託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。